

様式第3号(第3条関係)

旅館業営業承継承認申請書(相続) 年 月 日 受付欄	
(宛先) 大津市保健所長 旅館業法第3条の4第1項の規定により承認を受けたいので、次のとおり申請します。	
申請者	ふりがな氏名 年 月 日生
	住 所 〒 電話() —
	被相続人との続柄
被相続人	ふりがな氏名
	住 所 〒 電話() —
相 続 開 始 年 月 日	
営 業 の 種 別 ☐ 旅館・ホテル営業 ☐ 簡易宿所営業 ☐ 下宿営業	
ふ り が な 施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地 〒 電話() —	
旅館業法第3条第2項各号に掲げる事項の該当の有無	☐ 有 (旅館業法第3条第2項第 号該当) 参考 旅館業法第3条第2項(抜粋) (1) 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの 旅館業法施行規則第1条の2 法第3条第2項第1号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者 (4) 第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者 (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者(第8号において「暴力団員等」という。) (6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの (7) 法人であって、その業務を行う役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者 ☐ 無
施設の設置場所の周囲おおむね100メートルの区域内における旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の有無(有の場合にあっては、当該施設の名称及び敷地までの距離)	☐ 有 ☐ 無 施設名称() 距離(m)
大津市旅館業法施行条例別表第2第5項第1号に規定する区域に該当することの有無(有の場合にあっては、当該施設の名称及び敷地までの距離)	☐ 有 ☐ 無 施設名称() 距離(m)
大津市旅館業法施行条例別表第2第5項第2号の地域に該当することの有無	☐ 有 ☐ 無

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 添付書類

(1) 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

(2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書